

森林を伐採するときには届出が必要です

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが法律で義務付けられています。

Q.伐採及び伐採後の造林届出はなぜ必要？

A.市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

伐採及び伐採後の造林届出は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われるようにし、健全で豊かな森林を作ることができるよう届出していただくものです。

Q.誰が届出を行うのか？

A.森林所有者など、伐採の権限を持つ者です。

例えば、以下のとおりです。

◆森林所有者（自分で伐採する場合、または請負による伐採の場合）

◆森林所有者と立木買い受け者〈連名〉（伐採業者等が森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合）

※なお、伐採する者と伐採後に造林する者が異なる場合は、伐採する者が届出ます。
このため、あらかじめ造林する者と造林について話し合い、造林の計画を決めておく必要があります。

Q.届出の提出先は？

A.伐採する森林がある市町村長です。

届出書は市町村役場の窓口に配置されています。

Q.届出の時期はいつ？

A.伐採を始める90日から30日前までです。



Q.届出をしないとどうなる？

A.100万円以下の罰金に処せられます。（森林法第207条）

平成23年の森林法改正により、罰金額が30万円から100万円へ引き上げられました。



※詳細は、**邑楽町役場農業振興課**(Tel0276-47-5027)または**桐生森林事務所**(Tel0277-52-7373)へ お問い合わせください。

